別表２

試　行　工事関係書類提出・提示一覧表（建築工事編）

用語の定義　「提出」とは，監督員が受注者に対し，または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し，差し出すことをいう。
「提示」とは，監督員が受注者に対し，または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し，説明することをいう。

※その他監督員が必要と認めた場合及び特記仕様書に記載のある場合は，この限りではない。

表中の「関係書類」を作成する必要がある場合には，備考等の留意事項に注意して下さい。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額（万円） 300 以上～500 未満	 500 以上～2,500 未満	 2,500 以上	備考
契約関係	1	リサイクル説明書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項	（備考参照）	（備考参照）	（備考参照）	契約課提出。 建設リサイクル法対象工事は，本契約前に提出。
	2	工事請負契約書	水戸市財務規則第 122 条 3 項	提出	提出	提出	契約課提出。 落札の通知を受けた日から 5 日以内に契約（又は仮契約）を締結しなければならない。
	3	前金払請求書	工事請負契約書第 34 条	提出可	提出可	提出可	
	4	契約保証証書，前金払保証証書	工事請負契約書第 4 条	提出	提出	提出	契約課提出。
	5	工程表	工事請負契約書第 3 条	提出	提出	提出	契約締結後 7 日以内に提出。 変更の際，工程は変更前を上段朱棒線，変更後を下段黒棒線で記入し，数量は変更前を朱書，変更後を黒書で記入する （茨城県技術管理関係集（平成 20 年 1 月）1-3-77 参照）
	6	火災保険等の写し	工事請負契約書第 47 条 特記仕様書	提出	提出	提出	写しの提出
	7	現場代理人及び主任（監理）・専門技術者選（改）任等通知書	工事請負契約書第 10 条	提出	提出	提出	契約締結後，原則として 7 日以内に提出。通知事項に変更が生じた場合は，選任の日から 5 日以内に提出。（茨城県適正化指針第 3 章第 1(2)準拠）
	8	現場代理人兼務届	特記仕様書	提出可	提出可	－	該当する２つの工事がいずれも 2.500 万円未満の場合，現場代理人は兼務することができる。 〔「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成 25 年 2 月 5 日国土建第 349 号国土交通省土地･建設産業局建設業課長〕
	9	工事カルテ「登録内容確認書」	標準仕様書第 1 章 1 節 1. 1. 4 特記仕様書	－	提出	提出	請負金額 500 万円以上 1,000 万円未満は受注・訂正時のみ提出。1,000 万円以上は受注・変更・完成・訂正時に提出。ただし，請負代金変更のみの場合は登録を必要としない。
	10	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	建設業退職金共済制度 (中小企業退職金共済法)	－	提出	提出	請負金額 500 万円以上の工事において，請負契約締結後 30 日以内に提出。期限内に購入できない事情がある場合は理由を書面で提出。 （茨城県適正化指針第 3 章第 1(4)準拠）
	11	工事完成通知書，指定部分完成通知書	工事請負契約書 第 31 条，第 38 条 水戸市建設工事等検査要領第 8 条，第 12 条	提出	提出	提出	２部提出。指定部分完成通知書は該当する場合に提出。
	12	出来形確認請求書	工事請負契約書第 37 条 水戸市建設工事等検査要領第 12 条	提出	提出	提出	該当する場合に２部提出。

項目	番号	関　係　書　類	根　拠　法　令　等	工　事　請　負　額（万円）			備　　考
				300 以上～500 未満	500 以上～2，500 未満	2，500 以上	
	13	工事目的物引渡書，指定部分引渡書	工事請負契約書 第 31 条 4 項，第 38 条 水戸市建設工事等検査要領 第 9 条 4 項，第 13 条 4 項	提出	提出	提出	２部提出。指定部分引渡書は該当する場合に提出。 ※備品リストがある場合は，提出。
	14	工事請負代金請求書，出来形部分等請求書	工事請負契約書 第 32 条，第 37 条及び第 38 条 水戸市建設工事等検査要領第 9 条 5 項 第 13 条 5 項	提出	提出	提出	出来形部分等請求書は該当する場合に提出。
施工体制	15	施工体制台帳	建設業法第 24 条の 7 (改正)入契法第 15 条 標準仕様書第 1 章 1 節 1.1.5 特記仕様書	提出	提出	提出	工事請負金額に関わらず，すべての工事において遅滞なく速やかに提出。変更契約時も同様とする。 平成 27 年 4 月 1 日以降に契約した工事に適用する。
	16	施工体系図	建設業法第 24 条の 7 (改正)入契法第 15 条 標準仕様書第 1 章 1 節 1.1.5	提出	提出	提出	工事請負金額に関わらず，すべての工事において遅滞なく速やかに提出。 平成 27 年 4 月 1 日以降に契約した工事に適用する。
	17	下請負人通知書	工事請負契約書第 7 条	提出	提出	提出	下請負人に関する事項を確認するために，請求を求められた場合提出。
	18	再下請負通知書	建設業法第 24 条の 7 第 2 項 (改正)入契法第 15 条	提出	提出	提出	該当する場合は工事請負金額に関わらず提出。
品質関係	19	材料使用承認願	標準仕様書第 1 章 4 節 1-4-2	提出	提出	提出	材料手配前に提出し，承諾を受ける。
	20	品質管理関係資料	標準仕様書第 1 章 4 節 1-4-2 特記仕様書	提出	提出	提出	材料の品質等を証明する資料，検査報告書，機器性能試験成績表，証明書，保証書等を提出(ミルシート，主要な材料・機器一覧表等を含む)。
出来形管理	21	出来形管理表等資料（一覧表，管理図表）	特記仕様書	提出	提出	提出	該当する場合に提出。(書式について任意)
	22	工事写真	標準仕様書第 1 章 2 節 1.2.4	提出	提出	提出	
	23	納品書，伝票		提示	提示	提示	契約数量を証明する必要がある場合を除いて提出は不要。ただし，交通誘導員の集計表のみ提出（伝票写しの提出は不要）。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額（万円）			備考
				300以上～500未満	500以上～2,500未満	2,500以上	
	24	建設廃材マニフェスト類	標準仕様書1章3節1.3.8	提示	提示	提示	原本の提示で良い（写しの提出不要）。ただし，産業廃棄物量の集計表は提出。 ※主たる工事が解体工事等の場合，この限りではない。 監督員の必要とする場合は提出
	25	完成図(CADデータ含む)	標準仕様書1章7節1.7.1 特記仕様書	提出	提出	提出	該当する場合にJww形式でCD−R提出。 ※元設計図の訂正図面
	26	各種材料出荷証明書	特記仕様書	提出	提出	提出	該当する場合に提出。
	27	室内空気中の化学物質の濃度測定	標準仕様書1章7節1.7.3 特記仕様書	提出	提出	提出	監督員の必要とする場合は提出。
施工管理	28	施工計画書	標準仕様書第1章2節1.2.2 特記仕様書	提出	提出	提出	総合施工計画書及び各種施工計画書　提出工種は監督員との協議。承諾を受ける。 中身においては，軽微な変更(数量のみの変更や工期延長による日付変更のみの工程表添付等)は，それを省略することが出来る。
	29	施工図	標準仕様書第1章2節1.2.2	提出	提出	提出	監督員の必要とする場合は提出。 機器承諾図も含む。
	30	技能士・技能資格者証	標準仕様書第1章5節1.5.2 標準仕様書第1章5節1.5.3 特記仕様書	提出	提出	提出	各工種により該当する場合，資格を証明する資料の写しを提出。
	31	再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第16条 標準仕様書第1章3節1.3.8 特記仕様書	提出	提出	提出	建設リサイクル対象工事の場合は,「建設リサイクルデータ統合システム」(CREDAS)により作成し提出。 COBRISの場合も同様とする。
	32	再資源化等完了報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	提出	提出	提出	建設リサイクル対象工事の場合に提出。
	33	作業主任者の選任	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条	提出	提出	提出	安衛法で定める作業を行わせる場合に選任し，施工計画書等に記載。
	34	工程表等（実施・月間・週間）	工事請負契約書第11条 標準仕様書第1章2節1.2.1 特記仕様書	提出	提出	提出	提出する工程表の種類は特記仕様書による，監督員の承諾を受ける。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額（万円）			備考
				300以上～500未満	500以上～2,500未満	2,500以上	
	35	条件変更等通知書 監督員指示（承諾）書 工期の変更に関する協議書	工事請負契約書 第9条4項，第18条，第21条 水戸市建設工事等監督要領 第15条，第21条，第24条	提出	提出	提出	
	36	工事打合せ記録簿	工事請負契約書第14条 水戸市建設工事等監督要領第34条	提出	提出	提出	監督員より請求があれば随時提出。 （関係機関との協議書含む）
	37	各種検査願（中間，部分使用）	水戸市建設工事等検査要領 第14条，第16条	提出	提出	提出	段階確認の必要な検査について提出。
	38	残土捨場承諾書（自由処分の場合）	特記仕様書	提出	提出	提出	自由処分の場合，事前に捨場の地権者の了承や地目等を確認し，承諾を得てから行うこと。原本を提出。
	39	ストックヤード完了報告書		提出	提出	提出	ストックヤード利用時は工期内に必ず報告書の提出。
	40	建設副産物関係書類（産業廃棄物関係）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特記仕様書	提出	提出	提出	契約書写し及び許可証の写し提出。
	41	建退共証紙受け払い簿	建設業退職金共済制度 （中小企業退職金共済法）	―	提示	提示	共済証紙の購入・配布状況を把握するため，関係資料とともに提示を求めることがある。
	42	工事事故報告書	標準仕様書1章3節1.3.10	提出	提出	提出	事故が発生した場合に，直ちに連絡し，速やかに概要を書面で提出。（書式は任意）
安全管理	43	「安全訓練」，「店社パトロール」実施記録	建設機械施工安全技術指針 労働安全衛生法 他	提示	提示	提示	安全教育及び安全訓練等，安全管理に努めた記録資料の提示。 検査時には，安全訓練及び安全教育や KY 活動等の実施状況の概要記録のみ提示を求める場合がある。
	44	「安全巡視」実施記録		提示	提示	提示	
	45	「危険予知活動等」実施記録		提示	提示	提示	
	46	「新規入場者教育」実施記録		提示	提示	提示	
	47	「山留め，支保工等」点検記録		提示	提示	提示	
	48	「足場，支保工等」点検記録		提示	提示	提示	
	49	「保安施設等の整理・設置・管理」記録		提示	提示	提示	
	50	「各種安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙ指摘事項」是正報告		提示	提示	提示	

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負額（万円）			備考
				300以上～500未満	500以上～2,500未満	2,500以上	
その他	51	アスベスト使用建材事前調査		提出	提出	提出	該当する場合に提出。
	52	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）		提出	提出	提出	事前に，創意工夫，地域社会への貢献等を書面により提案（施工計画書へ含めて提出）し，かつ，実施状況報告を提出できる。
	53	ワンデーレスポンス質問回答一覧表	ワンデーレスポンス実施要領【試行用】	提出	提出	提出	設計金額が300万円以上工事すべてが対象工事。 ワンデーレスポンス質問回答一覧表および試行報告書は，工事書類とともに提出。 なお，ワンデーレスポンスの実施がなかった工事については，様式第2号に必要事項を記載して工事書類とともに提出。
	54	ワンデーレスポンス試行報告書		提出	提出	提出	
	55	ワンデーレスポンス相談票		提出	提出	提出	
	56	官公署届出書類等	標準仕様書1章7節1.7.3	提出	提出	提出	該当する場合に提出。
	57	各種取扱説明書	標準仕様書1章7節1.7.1	提出	提出	提出	該当する場合に提出
	58	総合評価方式における課題対応（技術提案）に関する実施確認票	水戸市における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 特記仕様書	―	―	提出	総合評価方式の場合に提出。原義に綴じる。 簡易な施工計画及び技術提案(以下,「技術提案等」という。)が適正と評価された場合，受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認する。